

談 話 室

一般教育に対する私見

宮 川 金 二 郎

大学における一般教育の必要性は言うまでもない。大学は専門職業のための教育万能に傾き大きな好ましくない現象が派生してきた。その一つは各専門職業に活動する人々間の共通の理解語が失われ、互に他の分野のことが理解できなくなってきたこと。第2に専門職業教育の結果、大学教育から人間完成教育の場としての意義が失われ、極めて視野の狭い偏った人物を世に送り出すことになったことであろう。したがって、複雑多岐な社会の変化発展にそれぞれの専門分野を適応せしめてゆくためにも、多方面にわたる視野の理解力を与える一般教育は不可欠であることはよく理解することができる。

このような理解の上に立った一般教育でありながら、新制度の大学になって以来、30数年経過するにもかかわらず、一般教育に対する考え方が今だに定着していない。理由は種々あろうが、その一つには専門教育の立場からみて四年間ではとうてい教育しきれない程の専門情報がありながら、専門教育期間が2年程度という時間不足に対する不満が依然として存在していること。第二に一般教育担当者の一般教育内容に対する認識不足または軽視が存在していることがあげられよう。

30数年前になるが私の受けた一般教育の例を示せば、法学では法哲学、経済学では

経済原論、社会学では社会学原論などであり、たしかに原論または総論が、それぞれの学門分野では基礎であり、それらの上に立つてのみ各論の意味があることは十分理解することができるが、理科系学生にとってはとうてい興味のもてる内容ではなかった。また文化系学生にとっては分子・原子を論ずる基礎化学ではとうてい共通の理解語としての意味をもたないであろう。すなわち、一般教育の本来の目的から遊離された内容であったことを記憶している。人間形成のため、共通の理解語としての一般教育であるならば、文化系学生にとっては分子・原子の化学よりも、より身近かに感じ、受け入れやすくするため偽作絵画の化学的判定や考古学と化学との関係などを講じながら化学の本質を理解させることも可能であろうと思われる。

語学も同じで、私などはシェクスピアーの作品を読まれた経験をもっている。世界共通語として益々重要性を増している英語でありながら、なぜ古典英語を学ばなければならないのか理科系学生にとっては大きな疑問を持っていたことは事実である。誤解を承知の上で書くならば、語学専門の教員のみでなく、それぞれの専門分野の教員がそれぞれの分野の学生に対して外書講読的な語学教育を行うことも十分意味があるかとも思える。

一般教育と私

岡 晋 平

高松に来て約一年、その少ない経験をもとに一般教育についての雑感を述べてみたい。

現在一年生に限って言えば、農学部の一一般教育と教育学部数学科の専門教育を担当している。両者を教えていて最近奇妙なことに気がついた。講義の流れに対して、農学部の学生の方が反応が敏感に思えるのである。むしろ数学科の学生の方が鈍感に感じる。だから前者を教えた後は、その反応をもとに講義の良し悪しをすぐ反省できるのに、後者に対してはどれもそれが判然としない。これは想像するに、彼らの学問に対する気持ちの持ち方に違いがあるのではないか？ 専門の学生には、教員免許状のこともあって、講義を聴きたいから聴くといった学問本来の自由さと気軽さが欠如しているように思える。一方、農学部の学生の方は、4年間数学と付き合うわけでもないから気軽なものである。ほどよくリラックスし、肩の力も抜けている。この気軽さが数学を理解するうえで不可欠なのであるが、そのための環境が専門数学ではなく一般数学の方に準備されているとは皮肉なことである。

さて一般数学では、数学史に近い内容を教えている。つまり著名な数学者を適当に選び、その業績と現代数学に及ぼす影響をトピックとして毎時間紹介する形式を選んだ。このような形にしたのは、まだこちらに來たばかりで、農学部の学生の理解力が

どの程度なのかよくわからなかつたからである。一旦分野を決めて論理的に統一された講義を始めると、学生の理解力とのギャップを感じてもそれを埋めるのは容易なことではない。それにもうひとつ、現代数学に対する不満もあった。整理され抽象化された体系が前面に押し出され、数学本来の生臭さが消し去られる——現代数学が持つこの欠点をわざわざ彼らの前に露呈する必要はないと思ったのである。もっとも数学に真剣に取り組む者なら、与えられた現代数学という骨格標本に（ちょうど古生物学者が行なう様に）肉付けをし、その生物の全容を復元することも可能であろうが、それには相当の数学的訓練と素養が必要とされる。その努力は数学を専攻する学生にこそ求めるべきものだと思う。

一般数学を考える時、私には常に“数学の日常化”という言葉が頭に浮かぶ。本格的に現代数学を学ぶ学生の習性として、彼らはそれを引き出しの奥深くしまいこもうとする傾向がある。そしてそれは彼らの日常とは何の関係もない“something special”に変容してしまう。しかし数学は本来（それが数学者の手許にある限り）特別なものではなく日常的なものだったはずである。私は一般教育という場で、この生の数学を気軽な形で学生に提供していきたいと思う。彼らがこの講義からひとつでもヒントを得て、それを友人との会話の中に生かしてくれれば私は幸せである。

一般教育と憲法学 雑感

長 岡 徹

この4月から一般教育の法学（憲法）の講義を担当している。「講義する」こと自体が初めての経験であるのに加えて、「一般教育として」講義するのであるから、悩みは尽きない。

もともと憲法は、少なくとも国民主権を旨とする国にあっては、その国の国民の政治的教養となっていてしかるべきである。しかしながら、わが国の場合には、そうとは言い切れないところがある。まず第一に、現行憲法制定過程におけるきわめて特殊な事情から、日本国民がこの憲法を生み出したと言うことはできない。だからと言って、現行憲法が日本の風土に適合しないものなどと言うつもりはないのだが、事実は事実である。当時の国際世論と占領軍をこの憲法の母とするなら、日本国民はいわば父の立場にあった。それ故、「人類の多年にわたる努力の成果」たる憲法の理念や価値を自らのものにするには、憲法を「育てる努力」を必要とした。実際、60年安保闘争を大きな契機として、また、50年代、60年代の二度にわたる改憲の危機を乗り切ることによって、「憲法が国民の中に定着した」と評されている。他方、憲法学も、裁判官を説得する論理の構築という法解釈学固有の目的にとどまらず、常に現実を憲法的視点から洗い直し、国民運動に訴えかけることによって、憲法の理念や価値を不断に検討し、確認し、再生することを目的としてきた。憲法を国民の政治的教養にするということは、憲法の理念や人権を

擁護する運動と、憲法理論とが結びついて、初めて可能になるものようである。

つぎに、これもわが国の憲法状況に恐らくは独特のことであろうが、憲法の規範と現実の乖離が著しい。「9条問題」はその端的な例である。これ程イデオロギ-的対立を背景にしていなくても、規範と現実の乖離は随所に見られる。今年「選挙の年」なので、一例を選挙にとると、議員定数の不均衡の問題がまず挙げられるが、それに劣らず、選挙運動の自由の問題も軽視しえない。憲法21条の表現の自由の保障は、情報の自由な流通それ自体を保障していると考えられる。また、表現の自由が経済的自由に比して「優越的地位」にあるとされるのは、それが民主主義のプロセス、ないし国民の自己統治と不即不離の関係にあるからである。従って選挙期間中こそ情報の流通が自由になされるべき道理になる。しかし、現行法制上の規制は、戸別訪問の全面禁止をはじめとして、他の西欧民主主義諸国に例を見ない程に、厳しいものとなっている。候補者の写真や氏名、シンボルマークを記載したビラも違法とされるが、それが憲法上どう正当化されるのか全く理解できない。護憲を掲げる政党の中でさえ、選挙運動の自由化には消極的で、むしろ選挙の公営化をすすめるべきだとする政党があるが、これなど、憲法が今だに国民の生活の指針となりきっていないことを示すものと言えそうである。

ともあれ、一般教育としての憲法学の狙

いは、憲法ないし人権感覚を養うことにある。そのためには精緻な憲法解釈論を抽象的に展開するよりも、具体的社会問題の中で憲法がどう軽視され、また生かされようとしているのか、憲法的視点に立った場合、どこにどのような問題が認められるのかを示す方が良さそうだ、そして、幸か不幸か、具体的問題事例は、「憲法の規範と現実の乖離」が豊富に提供してくれる……と理念だけは大きく掲げて、本年度の講義を始めたのだが……。

憲法は政治的法であり、重要な憲法問題

はほとんど全て重要な政治問題である。また、法解釈は認識ではなく、実践である。ややもすると、講義が主観的政治評論になりかねないが、それだけは避けなければならない。客観性を追求すると、議義の焦点がボケたり、時間が足りなかったりしている。さらに、学生に主体的に問題を考えさせることができていないのかは、全く覚束無い。憲法ならぬ「憲法教育の理念と現実の乖離」に直面して、未熟な私の悩みは尽きない。

講道館柔道、タイを往く—その1

村 田 直 樹

「よくっ。タイへ行くぞ」ということになった。講道館、国際交流基金の派遣である。

しかし、よしっ、などと叫んだところでタイについては殆ど知らない。

東南アジアの暑い国。首都はバンコク。山田長政。仏教国。発展途上国。それに講道館より柔道使節が訪れる国等々、その程度である。

その後、気の向くに任せて旅行案内書を何冊か読み、やがて私の乗るパンナム〇〇1便は上空へ飛び発った。機は香港を経由し、バンコクへ着く。初めてのアジア訪問。私は少なからず胸のふくらみいくのを感じてタラップへ。しかしそのふくらみ、機外に出た瞬間スーツとしばんだ。頬に感じた熱い風。ムツとする湿気の風が顔に吹き、私の不快指数を一挙に上げたのだ。

「なるほど。こりゃー暑い。」

到着の第一印象。1982年4月28日午後11時半のことである。

タイに於ける私の受入れ先は、日本流に言えば文部省体育局。この1年間、私はタイ国政府文部省体育局の客員として、柔道指導を行なうのだ。

で、誰に。どこで。

体育局の第一案はこうだった。タイには全国に14、体育大学（2年制）が在る。そのうち、4箇所に行って貰う。その4箇所の大学にて柔道の授業を行なう。その際、あわせて教師の指導もして貰うが、教師は近隣の大学からも参加。そして次の補足――。

「以上はあくまでも原案である。これからその4箇所を回って貰い、施設を見て来

て欲しい。その後でまた話し合い、結論にしたい」と。

私の旅が始まった。

タイ北東のウドンタニィ。北のチェンマイ。中央のチョンブリ。そして南のチュンポン。空路と陸路。タイ国縦断視察旅行である。

バンコクを飛び発つと、眼下は緑一色の観。タイは農業国、という言葉をや憶い出した。

所々、回りの木よりは一段と高い、森の様に群生した緑に気付く。隣の席のタイ人に尋ねてみたら、ヤシの林です、という答えが返ってきた。

この旅行はひと月掛かった。

4カ所の視察旅行を終え、体育局へ再び出掛ける日となった。

この日の会議は前のものより大きかった。会議の席に、体育局代表者のみならず、全国14の体育大学々長が招集されていたのである。各々の紹介がなされ、議事が進行した。

新たな案が出た。体育大学側より二つ。

一つは、各体育大学の柔道教師をバンコクに集め、或る期間集中して指導する。その後は全国巡回で、各教師の指導振りを見て貰う。もう一つは、主要拠点を2カ所選り、指導する。学生と教師を。

私は1番目の方に賛成した。バンコクで活動したかったからである。何故。

それは、バンコク郊外ホアマークという所に政府管轄総合運動施設があり、そこに柔道場も在る。その柔道場には日本製のビニール畳が敷き詰められてある。私はそこを知らずして以来、指導するなら此処、と内心決めていたからだ。

体育局よりの視察旅行で見てきた場所は、どこも白いマット敷き。それは古くてふかふか、私がおの上を歩いたら足が沈んだ。これでは柔道の「すり足」が十分できない。となれば必然、投技技術の本質には迫れない――。

やがて討議も結論となり、結局、私のおす案が採択された。

「一步前進」そう思った。

会議終了間際、私は少しの時間を貰い、これだけは是非言っておこう、と心にあたためておいたことを次の如く述べた。

「最後になりましたが、少し時間を頂いて、皆様には是非申し上げたいことがございます。それは次の様なことです。

私は日本からやって参りました。日本人です。あなた方はタイ人です。

これから国の異なる者同士が顔をつき合わせ、一緒になって活動を始めます。その途中では、色々な事に直面するでしょう。所謂、カルチュアショックというものです。なにしろ、歴史、文化等異なる者同士のことなのでありますから。

私はそこで申し上げたいのです。

そんな時、決して怒るまいと。決してタイ人は云々、日本人は云々と軽々に口にされる様なことはすまいと。感情的になって怒る、これは一番簡単です。しかし、そこに理解はない。

さて、私達の目的は何であったでありましょうか。それは怒ることではなく、理解し合って事の解決、成就を図り、一つ二つと成果を挙げて、現実のものとしていくことに他なりません。

私は皆様にお願ひがござります。このことを大学にお戻りの際、皆様方が派遣され

る教師の皆さんに是非お伝え願いたいのです。」

司会者が通訳となり、盛んにタイ語が流れ始めた。会議の席は静まりかえった。

各体育大学々長の目が、司会者への一点に注がれている。タイ語が止んだ。次の瞬間、一斉に拍手が起った。会議場の静けさが、拍手によって破られた。

私は鳴り止まぬ拍手の中に、思わず椅子を引いて立ち上がり、講道館の礼法で以て

深くお辞儀した——。

「よしっ、やるぞっ」ということになった。体育大学派遣組18名、軍隊教官及び代表生徒8名、警察学校教官2名、ホアマーク総合運動施設柔道場専任講師2名の計30名が、毎日3時間の特別実習に取り組むこととなった。36度の炎暑の中で……。

第1話 完